

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二二―二三―

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六―）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「企画参与」を削り、
「副部長」を参
「副部長」を参
「副部長」を参
「副部長」を参

部長

「消防防災政策幹

事」に改め、「政策幹」を削り、「危機対策幹」を 危機対策幹 に改め、
「」 感染症対策幹 「

同表知事及び会計管理者地域機関産業技術総合センターの項職の欄中「産業技術情
報幹」を削り、同表知事及び会計管理者地域機関総合技術センターの項職の欄中「総

「総合技術幹

合技術幹」を

企画技術幹

に改め、同表選挙管理委員会の項職の欄中「書記長補

佐」を「副書記長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。